

○廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱

平成30年7月10日

告示第281号

廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱(平成25年告示第91号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市内に所在する空き家の有効活用を図ることにより子育て世代を中心とした世帯の定住を促進するとともに、空き家化の予防、まちづくりに資する空き家の活用を図るため、空き家の改修費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に継続して利用していない建築物(その敷地を含む。)をいう。
- (2) 空き家バンク 廿日市市空き家バンク制度設置要綱(平成19年告示第13号)第2条第4号に規定するものをいう。
- (3) 空き家所有者 空き家に関し、所有権その他正当な権利を有する者をいう。
- (4) 空き家活用予定者 空き家に関し、所有権その他正当な権利を取得しようとする者又は借り受けようとする者をいう。

(補助対象物件)

第3条 この補助金の交付の対象となる空き家(以下、「対象物件」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家バンクに登録する空き家又は地域支援員、地域自治組織又は廿日市市内を活動拠点としてまちづくりに取組む特定非営利活動法人

が関与し活用することが決まった空き家で、廿日市市内のうち、広島圏都市計画区域(昭和46年1月16日広島県公告により公告された区域をいう)の市街化区域を除く区域に所在し、住宅、店舗併用住宅、下宿等の居住の用に供する用途として利用するもの。

(2) 廿日市市内に所在し、地域自治組織が高齢者サロン等の公益的な用途として利用するもの。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 空き家所有者
- (2) 空き家活用予定者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この規定による補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付申請時点において、未成年者である者
- (2) 廿日市市税等の滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 前2号に該当する者と同居している者

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分、対象要件及び補助金額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、廿日市市空き家活用支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手の日の10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (2) 対象物件の位置、改修予定箇所場所及び改修の内容が確認できる

書類

- (3) 家財整理予定箇所及び改修予定箇所の写真(家財整理、改修及び自己改修材料費を申請する申請者のみ。)
- (4) 対象物件の賃貸借契約書の写し(申請時に賃貸借契約を結んでいない場合は、実績報告時に提出すること。)(改修及び自己改修材料費を申請する申請者のみ。)
- (5) 対象物件の所有者の改修を認める旨の承諾書(別記様式第2号)(空き家活用予定者のみ。)
- (6) 対象物件に係る登記事項証明書その他対象物件の所有者が確認できるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、廿日市市空き家活用支援補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、廿日市市空き家活用支援補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服がある場合で申請の取下げをするときは、空き家活用支援補助金交付申請取下書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第7条第1項の市長が定める期日は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(変更の承認の申請)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容を変更しようとするとき(市長が軽微なものと認めた場合を除く。)は、廿日市市空き家活用支援補助金変更承認申請書(別記様式第6号)に変更する内容が確認できる書類を添えて、

遅滞なく市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、廿日市市空き家活用支援補助金中止承認申請書(別記様式第7号)を遅滞なく市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、廿日市市空き家活用支援補助金変更等承認通知書(別記様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、廿日市市空き家活用支援補助金実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 補助事業が完了したことが確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、廿日市市空き家活用支援補助金確定通知書(別記様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に廿日市市空き家活用支援補助金交付請求書(別記様式第11号)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則、この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助事業の完了した対象物件を補助金の交付を受けた日から3年未満で取り壊したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市空き家活用支援補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(別記様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、廿日市市空き家活用支援補助金返還命令書(別記様式第13号)により交付決定者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から20日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
(状況報告)

第16条 市長は、対象物件の状況を確認するため必要があると認めるときは、補助事業の実施中及び実施後において、交付決定者に報告を求めることがある。

2 前項の規定による報告を求められたときは、交付決定者は、これに応じなければならない。
(実施規定)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	対象事業	対象者	補助金額	限度額
手続き等	対象物件の相続整理又は不動産登記に関する経費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が5万円以上であるものとする。	空き家所有者及び空き家活用予定者	対象事業の2分の1以内。（算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	20万円
家財整理	対象物件の家財道具の搬出処分、清掃、除草又は木伐採に関し、補助対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が5万円以上であるものとする。（ただし、空き家へ居住する前又は高齢者サロン等の運営開始前までに行なった経費に限る。）			20万円
改修	対象物件の改修工事(第3条第1項第1号に規定される対象物件については、居住の用に供する部分にかかるものに限る。)で、当該改修に要する経費が30万円以上であるものとする。			(1) 加算対象者の場合 60万円 (2)(1)以外の場合 40万円
自己改修材料費	自らが改修を行う場合に係る材料費(第3条第1項第1号に規定される対象物件については、居住の用に供する部分に			10万円

	かかるものに限る。)で、当該改修に要する経費が5万円以上であるものとする。工具、機材等に係る費用は含まないものとする。			
--	---	--	--	--

備考

- 1 対象物件に対する各区分の合計補助金額の上限額は100万円とする。
- 2 対象物件に対する2回目以降の補助申請について、各区分の限度額は、別表に掲げる各区分の限度額からこの要綱により既に対象物件に対して交付された各区分の補助金の額をそれぞれ控除した額とし、各区分の合計補助金額の上限額は、100万円からこの要綱により既に対象物件に対して交付された各区分の合計補助金額を控除した額とする。
- 3 改修区分における補助金額の限度額の加算対象者は、補助金を申請する日において同居者に配偶者を有する45歳未満の者又は同居する義務教育修了前の子を有する者。

(別記)
様式第1号(第5条関係)

(表)

廿日市市空き家活用支援補助金交付申請書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名
電話番号

㊞

廿日市市空き家活用支援補助金の交付を受けたいので、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に関する審査において、市税等の滞納がない旨などの確認のため、個人情報を取得することについて同意します。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当する者でないことを誓約します。

この度の空き家の活用について、地域自治組織に情報提供を行うことについて同意します。

対象物件 の概要	所在地 (居住地)	廿日市市	
		空き家バンク登録・購入・賃貸借 (登録・契約日 年 月 日)	
補助事業 の概要	区分	手続き等 ・ 家財整理 ・ 改修 ・ 自己改修材料費	
	工事期間	着工年月日	年 月 日
		完成年月日	年 月 日
補助事業に 要する経費	金 円		
補助金交付 申請額	金 円		

(裏)

同居者			
※ 配偶者及び義務教育修了前の者（今年度末現在）がいる場合に記入してください。			
氏名	申請者との続柄	生年月日	備考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

添付書類	(確認欄)
(1) 補助事業に要する経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し	<input type="checkbox"/>
(2) 対象物件の位置、改修予定箇所の場所及び改修の内容が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
(3) 家財整理箇所及び改修予定箇所の写真	<input type="checkbox"/>
(4) 改修対象物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
(5) 対象物件の所有者の改修を認める旨の承諾書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
(6) 対象物件に係る登記事項証明書その他対象物件の所有者が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
(7) その他市長が必要と認める書類	

様式第2号（第5条関係）

廿日市市空き家活用（家財整理・改修）の承諾についてのお願い
（賃貸人）

様

（賃借人）

住 所： _____

氏 名： _____ ⑩

私が賃借している建物を次のとおり活用（家財整理・改修・自己改修）したいので、承諾願います。

建 物	名 称	
	所在地	
	構 造	
活用の区分	家財整理 改修 自己改修	
改修の概要	別紙のとおり	
費用の負担等	家財整理・改修に係る費用は、全て賃借人が負担します。	

注 1 建物の欄は、契約書を参考にして記載してください。

注 2 改修の概要を示した別紙を添付してください。

承 諾 書

上記について承諾いたします。また、今後3年間は、当該建物を取り壊す予定はありません。

年 月 日

（賃貸人）住所
氏名

⑩

様式第3号（第6条関係）

第 号
（元号） 年 月 日

様

廿日市市長

印

廿日市市空き家活用支援補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付で申請の廿日市市空き家活用支援補助金の交付については、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

申請者住所氏名	住 所	
	氏 名	
対象物件の所在地	廿日市市	
交付決定金額	金 円	
交付決定の内容		
交付の条件		

様式第4号（第6条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

廿日市市空き家活用支援補助金不交付決定通知書

(元号) 年 月 日付けで申請の廿日市市空き家活用支援補助金の交付については、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

不交付の理由	
--------	--

様式第5号（第7条関係）

廿日市市空き家活用支援補助金交付申請取下書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた補助金については、
廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受けた日

2 取下げの理由

様式第6号（第8条関係）

廿日市市空き家活用支援補助金変更承認申請書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた廿日市市空き家活用支援補助金について、次のとおり変更したいので、承認されたく、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

対象物件の住所	廿日市市	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の内容		
活用に要する経費 (税込)	変更前	変更後
	金 円	金 円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	金 円	金 円

※ 変更する内容が確認できる書類を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

廿日市市空き家活用支援補助金中止承認申請書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた廿日市市空き家活用支援補助金について、次のとおり中止したいので、承認されたく、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

対象物件の住所	廿日市市
中止する年月日	年 月 日
中止する理由	
補助金交付決定額	金 円

様式第8号（第9条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

廿日市市空き家活用支援補助金変更等承認通知書

(元号) 年 月 日付けで申請の廿日市市空き家活用支援補助金の(変更・中止)の承認については、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり(変更・中止)を承認したので通知します。

区分	変 更 ・ 中 止	
申請者住所氏名	住 所	
	氏 名	
承認の内容		
承認の条件		

様式第9号（第10条関係）

廿日市市空き家活用支援補助金実績報告書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け第 号で交付決定のあった廿日市市空き家活用支援補助金について活用事業を完了したので、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
申請者住所氏名	住 所	
	氏 名	
対象物件の所在地	廿日市市	
補 助 区 分	手続き等 ・ 家財整理 ・ 改修 ・ 自己改修材料費	
期 間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
交付決定金額	金 円	

※添付書類

- (1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 補助事業が完了したことが確認できる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第10号（第11条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長 印

廿日市市空き家活用支援補助金額確定通知書

(元号) 年 月 日付け第 号で交付を決定した廿日市市空き家活用支援補助金について、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

様式第11号（第12条関係）

廿日市市空き家活用支援補助金交付請求書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名
電話番号

㊞

廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求
します。

請 求 金 額	金 円
---------	-----

添付書類 口座振替依頼書

※ 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一人としてください。

様式第12号（第13条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

廿日市市空き家活用支援補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

廿日市市空き家活用支援補助金について、廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により、（全部・一部）を取り消したので通知します。

1 交付決定の取消額

交付決定額	金	円
今回取消額	金	円
更正決定額	金	円

2 取消しをする理由

様式第 1 3 号 (第 1 4 条関係)

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

廿日市市空き家活用支援補助金返還命令書

廿日市市空き家活用支援補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を命じる。

補助金の交付決定額	金 円
補助金の既交付額	年 月 日交付 金 円
補助金の交付確定額	金 円
返還すべき金額	金 円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命じる理由	
返 還 方 法	